

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年8月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200803	有限会社佐藤商事 (法人番号 5420002009463) 代表者佐藤新一	青森県三戸郡階上町蒼前東5丁目9番地2439	本社営業所 (現:東北町営業所)	青森県三戸郡階上町蒼前東5丁目9番地2439 (現:青森県上北郡東北町大字大浦字道ノ下29番1)	輸送施設の使用停止(190日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第3項及び法第17条第4項	令和元年8月8日及び9月27日、公安委員会からの通知及び監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(2)過積載運送防止の指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第4条)、(3)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(安全規則第13条及び道路運送車両法第48条)	32	19
20200803	有限会社西根企業 (法人番号 6400002007567) 代表者西尾成弘	岩手県滝沢市後524番地3	本社営業所	岩手県滝沢市後524番地3	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項、法第25条第2項	令和2年1月15日、2月18日及び6月8日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録[不実記録]義務違反(安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)賃金の最低限度違反(貨物自動車運送事業法第25条第2項)	9	9
20200804	株式会社澤井商運 (法人番号 4380001028651) 代表者澤井秀紀	福島県本宮市岩根字みずきが丘1番地791	本社営業所	福島県郡山市笹川1丁目97ルネス安積103号室	輸送施設の使用停止(190日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第4項	令和元年8月7日及び19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。(1)自動車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録[不実記載]義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録[不実記載]義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録[不実記録]義務違反(安全規則第9条)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	19	19

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。